

都市計画税の充当について（施設整備の有無）

都市計画税の充当先については、必ずしも市街化区域の施設に限ったものではなく、下記のとおり、市街化調整区域に立地する施設についても充当されている。

			都市計画区域	
			市街化区域	市街化調整区域
			・既に市街地が形成されている区域 ・概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域	・原則として市街化を抑制すべき区域
都市計画施設		使 途		
都市計画道路		新設、舗装打替え	○ 約37.9km 約68%	○ 約17.3km 約32%
都市計画公園		新設、改修	○ 70箇所 面積40.39ha	○ 7箇所 面積61.94ha
墓園		更新	×	○
下水道		新設、更新	○	○
クリーンセンター		更新	×	○
北清掃センター		更新	×	○
学校	小学校	更新、撤去	○ 12校 約71%	○ 5校 約29%
	中学校		○ 7校 約87%	○ 1校 約13%

現在の課税区域

(参考)	
市街化調整区域	
市街化調整区域内の地区計画区域	
鉄道駅近接型	公共施設周辺活用型
○	×
○	×
×	×
○	○
×	×
×	×
○	○
×	×

新たな課税検討区域